

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年3月13日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 見積競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和5年度弁護士名による債権回収催告等の業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による
- (3) 調達期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法(昭和24年法律205号)第8条に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者もしくは、同法第30条の2に規定する弁護士法人で、弁護士法第57条第1項2号から4号及び同条第2項2号から4号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。
- (3) 健康保険法に関する訴訟・法律相談等の業務実績を有していること。
- (4) 催告方法等に関し速やかに助言が行えるよう委託業務の体制を整備できること。
- (5) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 当該業務を第三者に請け負わせることなく、案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がないこと(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について、国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 全国健康保険協会から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 契約者の選定方法

上記競争参加資格を満たし、当該見積競争に参加した業者のうち、最低価格かつ予算の範囲内(予定価格)で見積書を提出した事業者に決定する。

4. 仕様書の配布

- (1) 日時: 令和5年3月13日(月)から令和5年3月28日(火)までの土曜日、日曜日、祝日を除く
毎日 8時30分から17時15分まで
- (2) 場所: 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 原田
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。

5. 見積書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年3月29日(水) 15時
- (2) 提出先 4.(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。
- (4) 提出物
 - ① 見積書(ひと月あたりの単価(税抜)及び12か月分の総価(税抜)を記載すること)
 - ② 上記2.(2)が確認できる書類
 - ③ 上記2.(3)の確認書類として、実務実績書(別紙2)
 - ④ 上記2.(4)の確認書類として、業務体制及び個人情報取扱者登録書(別紙3)
 - ⑤ 上記2.(8)の確認書類として、保険料納付確認(申請)書(別紙4)又はその期間にかかる領収済通知書の写
 - ⑥ 全国健康保険協会の役員員であった者の再就職に関する調書(別紙5)
 - ⑦ 暴力団排除の誓約書(別紙6)
 - ⑧ 談合防止に関する誓約書(別紙7)
 - ④ 会社概要(業務拠点を明確に確認できるものを添付すること。パンフレットでも可。)
 - ⑤ その他、仕様書に定める書類

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除。
- (3) 見積書の無効
本公告に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者、見積書及び提出物等に不備があった者は、無効とする。
- (4) 質疑
委託業務の内容や留意事項については仕様書に記載しているもので、必ず確認すること。また、仕様書や委託内容に質疑がある者は、令和5年3月20日(月)までにFAX(様式は別紙1)または電話等でも質疑可能とする。
- (5) 契約書等の作成 要
- (6) その他
 - ・見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。記載漏れ、押印漏れ、判読不能のものは無効とする。
 - ・提出後の見積書の差替え、変更または取り消しをすることはできない。
 - ・最低価格かつ予算の範囲内の価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において見積参加者にくじを引かせて決定する。
 - ・ただし、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - ・見積競争結果については、決定後速やかに参加者に電話連絡する。
 - ・本見積競争について、全国健康保険協会の令和5年度予算認可をもって業務委託が可能となることから、不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。

【参考】全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。